

監査公告第 24 号

定期監査結果に基づき加賀市長が講じた措置の公表

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定による定期監査の結果に基づき講じた措置について、加賀市長から報告がありましたので同条第 14 項の規定によりその内容を別紙のとおり公表します。

令和 3 年 2 月 25 日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 林 茂信

観光推進部定期監査結果にかかる措置報告

監査結果（抜粋）

監査意見

・展観施設の美術品・収蔵品等に関する管理全般について、次のとおり意見を付す。

展観施設の美術品・収蔵品等の管理は市直営もしくは指定管理のいずれの形態においても、比較的長期間に渡って、決裁、記録、台帳管理、保管、保険など各種の手続きを経て適正に管理される必要がある。所管の展観施設全てにおいて必要な手続きがなされ、均質な管理全般が実施されているか再点検し、所管課としての状況把握とそれら管理事務の内部統制を充実されたい。

対 応

文化振興課所管の展観施設における美術品・収蔵品等（以下「美術品等」という。）は、市直営もしくは指定管理のいずれの形態を問わず施設ごとの館蔵品台帳を市に備え付けており、動産保険の加入や館蔵品の台帳管理、寄託品の受け入れや返還等の事務手続きは、文化振興課で行っている。また、美術品等の日常的な管理は、直営施設においては市の学芸員、指定管理施設においては指定管理者が行っている状況である。

文化振興課としては、今回の意見を受け、優先順位の高いものから美術品等の管理状況を再点検し、適正な管理が行われるよう施設管理者に対して改善指導を行っていく。